

令和 8 年 度
(2 0 2 6)

九 州 大 学 大 学 院
マス・フォア・イノベーション連係学府

履 修 案 内



マス・フォア・イノベーション
連係学府 / 卓越大学院プログラム
Joint Graduate School / Graduate Program of Mathematics for Innovation

“卓越した数学モデリング人材”を育成する マス・フォア・イノベーション連係学府

本連係学府は、数理学府、システム情報科学府、経済学府が連係・協力し、
さらに多様な専門領域の教員が参画することにより、
異分野と共創しながら教育・研究を実施する新しい形の学府であり、
数学力・統計力を基盤として構築した数学モデリングをもとに
幅広い分野で花開く卓越した数学モデリング人材を育成します。

マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム

本連係学府が実施する「マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム」は、
文部科学省「卓越大学院プログラム」事業に令和2年度に採択されたプログラムで
あり、九州大学が新たな境界領域の創出、発展に向けて独自に構築した5年一貫の
分野横断型学位プログラムである「ダ・ヴィンチプログラム」の枠組みの中で最重要
大学院プログラムとして位置づけられています。

目 次

九州大学大学院マス・フォア・イノベーション連係学府規則	1
履修科目	
〔1〕 科目単位一覧	5
〔2〕 科目内容一覧	8
数学共創モデリング・数学創発モデリング 実施要領	9
共創力強化インターンシップ実施要項	12
履修について	
〔1〕 履修登録方法	15
〔2〕 時間割・シラバス・成績確認	15
〔3〕 報告関係	15
〔4〕 学位の名称	15
〔5〕 資格審査 (Prelims・Preliminary Thesis Exam)	15
〔6〕 マルチメンター制による研究指導	16
Prelimsに関する申合せ	17
Preliminary Thesis Examに関する申合せ	18
卓越社会人博士課程制度	19
ー マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム 参考資料 ー	
九州大学卓越大学院プログラムに関する規則	22
九州大学卓越奨励金要項	24
卓越社会人博士 課程制度を適用する学生に対する授業料支援について	26
プログラム学生の旅費支援に関する申合せ	28

九州大学大学院マス・フォア・イノベーション連係学府規則

令和4年3月31日

令和3年度九大規則第112号

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他マス・フォア・イノベーション連係学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 国際的に優れた数学力・統計力を基盤に、数学モデリングを通して組織や分野の垣根を越えて各分野で共創し、イノベーションを創発する卓越した数学モデリング人材を育成することを目的とする。

(連係学府)

第3条 本学府は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第5条に規定する連係学府として、数理学府、システム情報科学府及び経済学府経済工学専攻（以下、「連係協力学府等」という。）との緊密な連係及び協力の下、連係協力学府等が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて異分野融合型の教育課程を実施するものとする。

(入学の考査)

第4条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料により行うものとする。

(転学及び転学府)

第5条 連係学府への転学又は転学府を希望する者について、本学府教授会の議を経て選考の上、許可することができる。

2 前項により許可された者の単位修得の方法等については、本学府教授会の議を経て、マス・フォア・イノベーション連係学府長（以下「本学府長」という。）が定める。

(学期)

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第7条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法等)

第8条 本学府の授業科目、単位及び履修方法は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学府長は、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。
- 3 本学府で開講する科目の単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実験については30時間をもって1単位とする。

第9条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を本学府長に届け出なければならない。

- 2 本学府において、教育上有益と認めるときは、大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。
- 3 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が本学府の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が、15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。
- 3 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第11条 外国の大学の大学院に留学した期間は、第14条又は第15条の課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

- 2 前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本学府教授会の議を経て、15単位を限度として課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第13条 第10条第2項及び第11条第2項の規定により課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を限度とする。

(博士前期課程の修了要件)

第14条 本学府の博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、第8条に規定する履修方法に基づき30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項に規定する修士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第15条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、第8条に規定する履修方法に基づき46単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に4年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「4年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「4年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、特に優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、4年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

4 前3項に規定する博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(修士論文の提出)

第16条 本学府の修士論文は、博士前期課程に1年以上在学し、必要な研究指導を受けた上で提出するものとする。

(博士論文の提出)

第17条 本学府の博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受けた上で提出する

ものとする。ただし、本学府教授会の議を経て、博士後期課程に在学する者で特に優れた研究業績を上げた本学府長が認めたものは、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

(科目等履修生)

第18条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第19条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第20条 科目等履修生の履修した授業科目については、成績評価を行い、合格とされたものについて所定の単位を与える。

第21条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(聴講生)

第22条 別表の授業科目について聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

第23条 聴講を志願できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第24条 聴講を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料を添えて本学府長に提出しなければならない。

第25条 聴講を志願する者に対する選考方法については、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

(雑則)

第26条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

履 修 科 目

[1] マス・フォア・イノベーション連係学府 履修科目単位一覧

◎必修 ○選択

科目群	科目区分	授業科目	単位	修了要件			
				博士前期 30 単位		博士後期 16 単位	
トランジション 基礎科目群	基礎科目	数学共創基礎Ⅰ～ⅩⅩ	各 1	○	選択 必修 4		
		数学共創概論Ⅰ～Ⅹ	各 2	○			
	トランジション 科目 対象：システム情報科学系 経済学系	数学トランジション基礎Ⅰ～Ⅳ	各 2	○			
		数学トランジション基礎Ⅴ～Ⅵ	各 1	○			
数学共創実践 科目群	インターンシップ 科目	数学共創モデリング	4	◎	4		
		国際共創力強化インターンシップ	4			○	選択 必修 4
		異分野共創力強化インターンシップ	4			○	
		産学共創力強化インターンシップ	4			○	
創発力養成 科目群	プレゼンテーション 科目	数学創発モデリング	2			◎	2
		卓越論報	2			◎	2
	講究科目	卓越基礎講究	10	◎	10		
		卓越講究	8			◎	8
専攻教育科目群	専攻教育科目	専攻教育科目 *1		○	12		

履修方法

1. 博士前期課程

本学府に係る授業について、次の要件を満たす 30 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 科目区分「基礎科目」のうち、「数学共創基礎Ⅰ～ⅩⅩ」から 4 単位以上
- (2) 科目区分「インターンシップ科目」について 4 単位以上
- (3) 科目区分「講究科目」について 10 単位
- (4) 各連係協力学府専攻教育科目 12 単位以上

以下の科目も「各連係協力学府専攻教育科目(12 単位)」に含めることができる。*1

- ① 科目区分「トランジション科目」(システム情報科学系及び経済学系の者に限る)
- ② 科目区分「基礎科目」のうち 4 単位を超えて履修する科目
- ③ 指導教員が必要と判断する他学府(連係協力学府を除く)の授業科目

2. 博士後期課程

本学府に係る授業について、次の要件を満たす 16 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 科目区分「インターンシップ科目」について 6 単位以上(「数学創発モデリング」の 2 単位を含む)
- (2) 科目区分「プレゼンテーション科目」について 2 単位
- (3) 科目区分「講究科目」について 8 単位

■ 卓越基礎講究

学系	「卓越基礎講究」は以下の連係協力学府の講究科目と同様の内容である
数理学系	数理学基礎講究Ⅰ
	数理学基礎講究Ⅱ
	数理学基礎論究
経済学系	修士論文指導
	特研（指導教員による1科目）－原則、博士前期課程2年後期

学系	以下の連係協力学府の講究科目の履修をもって「卓越基礎講究」とみなす
システム情報科学系 (情報理工学専攻)	情報理工学研究Ⅰ・Ⅱ
	情報理工学演習
	情報理工学講究
システム情報科学系 (電気電子工学専攻)	電気電子工学研究調査
	電気電子工学研究演示
	電気電子工学研究論議

■ 卓越講究

学系	「卓越講究」は以下の連係協力学府の講究科目と同様の内容である
数理学系	数理学講究Ⅰ
	数理学論究
システム情報科学系 (情報理工学専攻)	情報理工学特別研究Ⅰ・Ⅱ
	情報理工学特別演習
	特別講究
システム情報科学系 (電気電子工学専攻)	電気電子工学特別研究Ⅰ・Ⅱ
	電気電子工学特別演習
	特別講究
経済学系	博士論文指導
	特研（指導教員による1科目）

■ 専攻教育科目

学系	連係協力学府の科目
数理学系	数理学府の基礎講究科目以外
システム情報科学系	システム情報科学府各専攻・コースのコア科目・アドバンスト科目
	システム情報科学府講究科目のうち「卓越基礎講究」に含まれない科目
経済学系	経済学府の次の科目以外（修士論文指導、リサーチ・ワークショップⅠ～Ⅲ、日本語経済特研Ⅰ～Ⅱ、「卓越基礎講究」に含む特研）

〔2〕 マス・フォア・イノベーション関係学府 履修科目内容一覧

科目群	科目区分	授業科目の名称	講義等の内容
トランジション基礎科目群	基礎科目	数学共創基礎 I～X X	数学モデリングに必要な数学や統計の基礎を、微分積分学および線形代数学をもとに速習し、幅広い問題に対応できる知識と技術を修得する。
		数学共創概論 I～X	数学モデリングに必要な幅広い視野の獲得のために、必要な基礎からモデル構築とその解析、関連する事柄を修得する。 ＊「数学共創概論Ⅰ」（前期オムニバス講義）は、後に「数学共創モデリング」で関係する分野を選択するものになる重要な講義なので、履修を強く推奨する。
	トランジション科目 (システム情報科学系・経済学系の学生対象)	数学トランジション 基礎Ⅰ～Ⅵ	主に学部専門教育として数学を履修していない学生が、修士課程における数学の専門教育履修にスムーズに移行できるように、現代的数学の種々の基礎知識および基礎概念を修得する。
数学共創実践科目群	インターンシップ 科目	数学共創モデリング	他分野の研究室等において、当該分野における数学モデリングに必要となる知識を修得し、共同研究の課題を探索する。
		国際共創力強化 インターンシップ	海外の大学・研究機関等において、研究および研究開発（業務）の実習を行う。
		異分野共創力強化 インターンシップ	大学・研究機関等において、異分野連携を目指した研究および研究開発（業務）の実習を行う。
		産学共創力強化 インターンシップ	民間企業等において、研究および研究開発（業務）の実習を行う。
創発力養成科目群		数学創発モデリング	他分野の研究室等において、当該分野における課題の数学モデリングの手法を用いた解決を目指して、他分野研究者を支援しながら共同研究を行う。
	プレゼンテーション 科目	卓越論報	博士後期課程2年までの実績を中心に、中間報告書を作成し、その内容について口頭発表を行う。
	講究科目	卓越基礎講究	講究指導教員（研究メンター）の指導のもとで、専門研究分野あるいは関連研究分野の課題に関する研究を一定期間行い、その成果をもとにした修士論文を執筆する。
		卓越講究	講究指導教員（研究メンター）の指導のもとで、専門研究分野あるいは関連研究分野の課題に関する研究を一定期間行い、その成果をもとにした博士論文を執筆する。

数学共創モデリング・数学創発モデリング 実施要領

2025.04

1. 目標

【数学共創モデリング】博士前期課程

プログラム担当教員（共創メンター）のもとで、セミナーや実習などを通じて、他分野（共創メンターの専門分野）の言葉遣い、文化、専門知識に慣れながら、当該分野の研究者とコミュニケーションを取るために必要最低限の基礎知識や言語などを習得しつつ、共創メンターと相談して、最終的に【数学創発モデリング】での共同研究の課題（方向性）を定めることを目標とする。もちろん、この段階で共同研究が可能な場合は推奨する。

【数学創発モデリング】博士後期課程

プログラム担当教員（原則として【数学共創モデリング】と同一教員）のもとで、数学共創モデリング等での経験を踏まえて、自分の専門とは違う分野で自分の専門性を活かした協働活動を主導して行う。【数学共創モデリング】で定めた課題を共同研究し、可能ならば共著の論文を執筆する。

2. 実施時期と単位

- ・実施時期は、学生の負担にならない範囲で調整可能。
- ・成績評価は各共創メンターが行う。

【数学共創モデリング】

実施時期：M1 後期～M2 前期

回数：週1回、一年間を想定

単 位：4単位（M2）

【数学創発モデリング】

実施時期：D1～D2 ※学生と共創メンターで相談し個別に開始する。

継続性を考えてD1前期から行うことも可能。

共創力強化インターンシップ実施後が望ましいが、実施前も可能。

回数：週1回、半年間を想定

単 位：2単位（D1～D2）

[D1 編入生の場合]

D1 編入生については、原則として前期に数学共創概論Ⅰを履修し、D1 後期から数学創発モデリングを開始する。また、数学共創モデリングの部分を補う必要があるため、数学創発モデリングは一年くらいを想定して、前半の半年で数学共創モデリングに相当する部分を、後半の半年で数学創発モデリングを行う。

いずれの場合も共創力強化インターンシップの時期に依存する。できる限り、共創力強化インターンシップと数学創発モデリングをD2 後期までに終了できるように、計画的に実施する。

実施スケジュール

M 1	前期	「数学共創概論Ⅰ」受講	※D 1 編入生
	後期	数学共創モデリング（1 年）	
M 2	前期		
	後期		
D 1	前期	数学創発モデリング（半年） 共創力強化インターンシップ	「数学共創概論Ⅰ」受講
	後期		数学創発モデリング（1 年程度） 共創力強化インターンシップ
D 2	前期		※最初の半年程度は数学共創モデリング相当
	後期		

3. 担当教員（共創メンター）

原則として、共創メンターは、学生の学系（数理学系・システム情報科学系・経済学系）に対応する連係協力学府以外かつ学生の専門分野以外の、九州大学卓越大学院プログラム担当教員とし、【数学共創モデリング】と【数学創発モデリング】の担当教員は原則同一とする。

[共創メンター決定の流れ]

- ・M1（D1からの編入学生はD1）前期に「*数学共創概論Ⅰ」を受講した後、講義内容（またはMoodle動画）、Moodle内の「プログラム担当教員の受入れ可能学生一覧」を参考に、共創メンターとしての受入れを希望する教員に学生自身が連絡し、指導方法などを確認、相談する。（TAや自身の授業との時間割上の重複等がないか注意する。）
- ・各教員が担当する学生は各学年基本1名までとし、複数の学生が希望した場合は、各教員の判断で担当する学生を決定する。
- ・共創メンターによる承諾書（様式あり）を提出する。
- ・連係学府教務委員会において学生と教員の専門分野が近いと判断された場合は、再度検討して変更する必要がある。
- ・M1の場合、9月第3週目までに決定し、後期より数学共創モデリングを開始する。
- ・実施場所は、基本的には担当教員の研究室周辺とする。（状況によりオンライン）

*数学共創概論Ⅰ（前期科目）

【数学共創モデリング】に先立ち、プログラム担当教員がオムニバス形式で研究および研究室紹介を行う。学生には数学共創モデリングの配属先を決める際の参考になる。

4. 成果報告

【数学共創モデリング】

M1終了時に、「数学モデリング科目報告書」の様式にて、それまでに実施した学習や研究の内容を報告する。

数学共創モデリングの終了後に、実施した学習や研究の内容および引き続き実施する創発モデリングの計画内容を、「数学モデリング科目報告・計画書」の様式にて提出する。

【数学創発モデリング】

D1 終了時、および D2 まで継続中の場合は数学創発モデリング終了後に、「数学モデリング科目報告書」の様式にて、実施した学習や研究の内容を報告する。

Preliminary Thesis Exam にてそれまでの研究内容や成果を報告する。

共創力強化インターンシップ実施要項

マス・フォア・イノベーション			
卓越大学院プログラム運営委員会			
令和3年	9月14日	制定	
令和4年	10月11日	改正	
令和5年	6月13日	改正	
令和6年	10月8日	改正	

1. 目的

海外や異分野の民間企業、研究機関、大学等において、研究および研究開発（業務）の現場を経験し、必要とされる知識や技能を体感して学習する。

本学内のみでは得ることが困難な実践的で幅広い見識と実社会への適応性を身につける。

2. 実習期間

原則として、博士後期課程1年次から2年次の間に行ない、期間は2か月程度以上とする。

プログラムの予算以外で、その前もしくは後に、連続して受入れ先で研究あるいは研究開発（業務）を行う場合に、その活動を共創力強化インターンシップの期間に含めることができる。

3か月以上の実習を希望する者や、実習期間が2か月より短くなる可能性がある場合は、あらかじめ指導教員、インターンシップ担当教員、卓越大学院事務支援室に早めに相談すること。

3. 受入先との調整について

受入先（企業、研究機関、大学）は、実習期間内での教育効果を高めるために、希望、意欲、専門分野を考慮し、指導教員及びインターンシップ担当教員とよく協議した上で決定する。

期間、実習テーマ、宿泊先、交通手段、旅費、日当等について、本人と受入先の間で調整をした上で、「インターンシップ申請書」を提出すること。

4. 実習期間中の注意事項について

実習期間中は、受入先の規則及び指導担当者の指示を遵守しなければならない。

トラブル・事故等が起きた場合は、指導教員・受入先・卓越大学院事務支援室へ至急連絡し、指示を仰ぐこと。

実習期間中は、定期報告書を所定の期間に卓越大学院事務支援室に提出すること。

実習期間中に電話・Email等で教員、メンターまたは卓越大学院事務支援室から実習状況の確認の連絡等がある場合は、速やかに対応すること。

事前に、学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険に必ず加入しておくこと。

5. 実習にかかる費用について

受入先からの支給がない場合は、旅費を支給する。

(実際の支給額は、プログラムの予算状況により決定する。)

- ・現地までの往復交通費（空港施設使用料、燃油サーチャージ等を含む。)
- ・宿泊費
- ・ビザ取得にかかる費用（査証料、ビザ面接時の交通費。)
- ・海外旅行保険料（学研災付帯海外留学保険）

なお、共創力強化インターンシップの期間に、プログラムの予算以外での研究活動を含めた場合、前に含めた場合は往路の交通費、後に含めた場合は復路の交通費はプログラムの予算からは支出できない。

＜以下の経費は個人負担とする＞

- ・受入先との通信費および運送料
- ・受入先での健康保険料
- ・研究費、教材費
- ・Application Fee, Student Fee, Bench Fee 等の登録料
- ・そのほか現地での生活費（食費、通信費、日々の交通費）

6. 実習計画等の変更について

実習期間内に受入先、天災、病気等のやむを得ない事情により、実習期間や実習内容に変更が生じた場合は、速やかに本学の指導教員ならびにインターンシップ担当教員に相談すること。

7. 成績評価について

報告書およびインターンシップ報告会での口頭発表により、インターンシップ担当教員が評価する。報告書は、実習終了後1か月以内にインターンシップ担当教員および卓越大学院事務支援室に提出すること。また、インターンシップ報告会については、別途日程調整および開催形式について連絡があるのでその指示に従うこと。

8. 提出物

- ・インターンシップ申請書
- ・報告書（自身で報告書の内容、写真撮影等の許可を得る。)
- ・海外渡航届（海外の場合）

9. 利用できるインターンシップ制度等

各自で交渉する受入先以外にも利用できるインターンシップ制度があるので、積極的に活用を検討すること。

- ・中長期研究インターンシップ（C-ENGINE）
- ・ジョブ型研究インターンシップ（文部科学省）

また、インターンシップ制度以外の他の制度等（例えば卓越社会人博士課程制度）を使って、一定期間（2か月程度以上）国内外で研究活動等を行う場合に、インターンシップ担当教員の承認を得ることで、その活動を共創力強化インターンシップとみなすことができるので、積極的に活用を検討すること。その場合にも通常のインターンシップと同様に、報告書の提出およびインターンシップ報告会での口頭発表が必要である。

10. 航空券の購入（本プログラムより支給する場合）

原則、往路は実習開始日の2日前に出発、復路は実習終了日の翌日に出発する旅程とする。受入先の担当者に、開始日と終了日を確認するとともに、滞在先の家主等に必ず確認をした上で、最終的に旅程を確定すること。

11. その他

インターンシップにおいて知り得た実習機関に関する機密を一切漏らしてはならない。機密漏洩により実習機関に損害が生じた場合は、損害賠償を請求されることがあるため、厳重に注意すること。

インターンシップにおいて得られた成果を受入先以外で公表する場合は、内容に応じ、受入先及び指導教員と協議の上、確認すること。

本要領に定めるもののほか、インターンシップの実施について、受入先との間に疑義が生じた際は、卓越大学院事務支援室及び指導教員に連絡すること。

【海外の場合】

12. ビザの取得

受入先との交渉が進み実習期間が決定したら、ビザ取得のための手続きを速やかに開始すること。渡航先や受入身分によるビザの種類によって手続きが異なるので、各自責任をもってビザ取得に必要な書類や手続きの確認を行なうこと。

ビザの取得手続きは、書類準備、また受入先との連絡調整に時間を要するので、時間に余裕を持って計画的に行なうこと。

ビザの取得に必要な書類のうち、在学証明書、成績証明書については、理学部教務課で発行可能なので、各自問い合わせること。

13. 海外旅行保険の加入について

海外での緊急事故や重病、重症等の不測の事態に遭遇した場合、日本とは比較にならない高額の治療費や救援費用等がかかることがあるため、学研災・学研賠への加入ならびに出発から帰国までの期間を保証する、海外旅行保険（公益財団法人 日本国際教育支援協会の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」）への加入を義務付けることとする。

また、受入先によっては、学生保険への加入や、国民健康保険のような医療保険への加入が義務付けられている場合もある。日本で加入済の保険加入証明書を提示することで受入先での保険に加入しなくてよい場合もあるが、認められない場合は改めて加入する必要があるため、必ず確認すること。

履 修 に つ い て

[1] 履修登録方法

学生ポータルシステム <https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb>

本学府科目：各学期初めの登録期間中に学生ポータルシステムにより履修登録を行う。

専攻教育科目：各連係協力学府の方法に従う。

[2] 時間割・シラバス・成績確認

時間割確認・シラバス閲覧・成績確認は、学生ポータルシステムにより行う。

成績に疑義等がある場合は、原則として授業があった開講期（前期、後期）の終わりまでに卓越大学院事務支援室へ申し出ること。

[3] 報告関係

以下の報告をすること。それぞれの内容、提出期限等については、別途提示する。

- ・研究進捗状況報告書（自身の研究について）・・・年度末
- ・数学モデリング科目報告・計画書・・・年度末およびモデリング科目終了時
- ・個人業績報告（学会発表、論文発表等の業績について）・・・随時（Moodle）

[4] 学位の名称

授与する学位に付記する専攻分野の名称は次のいずれかとする。

【博士前期課程】

修士（数理学）、修士（技術数理学）、修士（情報科学）、修士（理学）、
修士（工学）、修士（学術）、修士（経済学）

【博士後期課程】

博士（数理学）、博士（機能数理学）、博士（情報科学）、博士（理学）、
博士（工学）、博士（学術）、博士（経済学）

[5] 資格審査

学位審査に加え、博士前期・後期課程それぞれで行う資格審査での合格を必要とする。

Prelims（博士前期課程修了時の進学資格審査）

口頭発表により、修士論文の学術的な達成度、課題解決マインドの熟成度を評価する。
口頭発表による評価と博士前期課程の全体評価による成績を総合して数学力、統計力、
モデリング力、共創力の到達度を判断し、博士後期課程への進学を審査する。

Preliminary Thesis Exam（博士後期課程2年次終了時の博士論文執筆資格審査）

：科目「卓越論報」

研究の背景・過程・今後の戦略、数学共創実践に関する口頭発表、提出資料に基づき、
創発力の到達度、及び博士論文に至る研究戦略を評価し、博士論文執筆資格を審査する。

[6] マルチメンター制による研究指導

複数教員等の各メンターからのサポートを受けることができる。

- 研究メンター（主指導教員）

基礎となる3学府の数学分野の教員。

講究科目を通して学生を中心的に指導し、他のメンターを総括する。

- 共創メンター

学生の主要研究分野とは異なる分野のプログラム担当者である教員。

数学共創モデリング・数学創発モデリングを中心に教育研究活動を指導する。

- ヤングメンター

数学分野・情報科学分野・経済工学分野の学術研究員等。

数学共創モデリング・数学創発モデリングを中心にサポートするとともに、学生の学修や研究の進捗状況を把握する。

- グローバルメンター

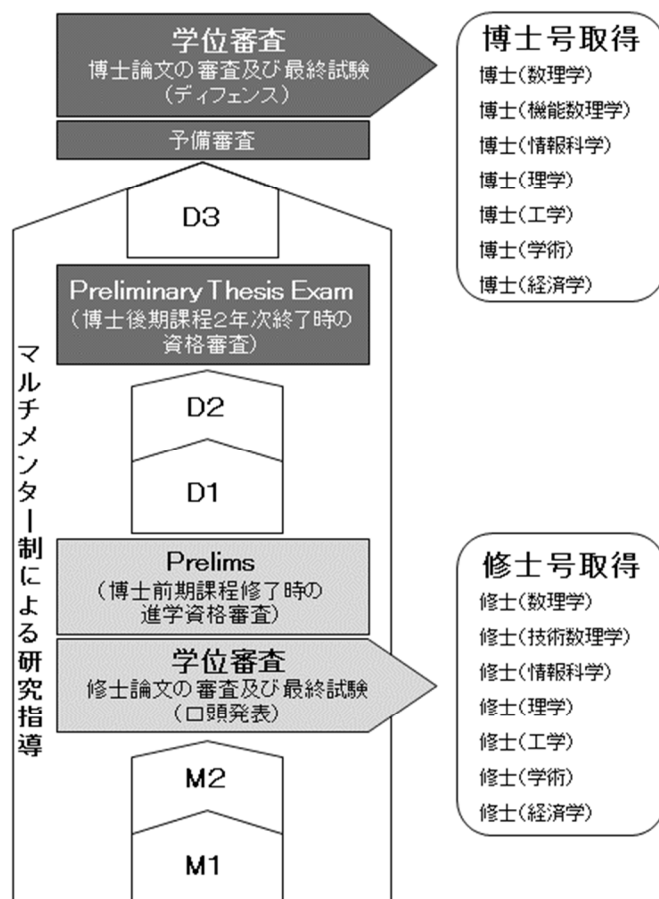
海外研究機関の著名研究者。

数学分野もしくは他分野の学術的指導に加え、国際共創力強化インターンシップ、英語による教育研究・コミュニケーション指導等を担当する。

- 実務メンター

民間企業や研究機関、あるいは自治体におけるプログラム担当者等。

必要に応じて産学・異分野共創力強化インターンシップを通して、産業界等の現場の観点から学生を指導する。



令和4年9月20日

マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム運営委員会承認

マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムでは、博士前期課程から博士後期課程への進学にあたり、下記のとおり Prelims（博士前期課程修了時の進学資格審査）を実施する。

記

1. Prelims 実施方法

プレゼンテーション及びコースワークの絶対評価による成績を総合し、博士後期課程への進学を審査する。

2. プレゼンテーションのテーマ

- (1) 修士論文の概要
- (2) 本プログラムにおける今後3年間の活動の方向と到達目標

3. 審査体制等

- (1) 審査にあたっては、マス・ファイブ・フォース（MFF）評価委員会が主宰し、MFF 審査委員会（Prelims）（以下「審査委員会」という）が行う。
- (2) MFF 評価委員会は、卓越大学院プログラム運営委員会をもって充てる。
- (3) 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - ・プログラム担当者から2名以上
 - ・指導教員
 - ・共創メンター
 - ・プログラム担当者以外の教員
 - ・プログラム責任者が必要と認めた者

4. 評価方法

下記観点に基づき、プレゼンテーションの審査、質疑及びコースワークの評価を行い、博士後期課程進学水準に達していると認められるものを合格とする。

〔評価観点〕

1. 数理学府、システム情報科学府、経済学府の各学府の学術基盤が身に付いているか。
2. 「数学力」「統計力」「モデリング力」「共創力」、基本的な「創発力」は身に付いているか。
3. レベルの高い研究に基づく修士論文が書けているか。
4. わかりやすいプレゼンテーションができているか。
5. 今後の課題設定、目標設定ができているか。

5. その他

・Prelims 合格者は、本審査結果を以て、大学院マス・フォア・イノベーション連係学府博士後期課程入試を合格したものとする。

令和 4 年 9 月 20 日

マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム運営委員会承認

マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムでは、博士後期課程 2 年次終了時に下記のとおり Preliminary Thesis Exam（博士論文執筆資格審査）を実施する。

記

1. Preliminary Thesis Exam 実施方法

プレゼンテーションにより審査を行う。

2. プレゼンテーションのテーマ

- (1) 研究の背景・過程・今後の戦略
- (2) 数学共創モデリング・数学創発モデリングの報告（研究テーマ、活動内容、成果等）
- (3) 共創力強化インターンシップの報告（期間、企業・部署名、研究テーマ、活動内容、成果等）
- (4) 卓越大学院プログラムの種々の活動報告（学会発表、セミナー、研究集会参加報告等）
- (5) 最終年度のプログラム生としての活動計画

3. 審査体制等

- (1) 審査にあたっては、マス・ファイブ・フォース（MFF）評価委員会が主宰し、
MFF 審査委員会（Preliminary Thesis Exam）（以下「審査委員会」という）が行う。
- (2) MFF 評価委員会は、卓越大学院プログラム運営委員会をもって充てる。
- (3) 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。主査は指導教員以外の教員が担当する。
 - ・プログラム担当者から 2 名以上
 - ・指導教員
 - ・共創メンター
 - ・プログラム担当者以外の教員
 - ・プログラム責任者が必要と認めた者

4. 評価方法

下記観点に基づき、プレゼンテーションの審査、質疑を行い、博士論文執筆段階に達していると認められるものを合格とする。なお、不合格の場合は、再度審査を行う。

〔評価観点〕

1. 分野を横断した様々な問題について、数学モデリングを用いることで議論を深める、実践的なモデリング力が身についているか。
2. 数学モデリングを用いて得られた知見について、他分野の研究者と議論し共創する力が身についているか。
3. 社会的課題の解決に繋がる創発力を身に付けているか
4. 研究の背景・過程・研究方法は博士論文として適切か。
5. 研究の今後の展望は、当該分野において新規性、独創性を持った論旨・結論を期待できるものか。

卓越社会人博士課程制度

博士前期課程修了後、企業が採用し、同時に社会人学生として博士後期課程に進学します。博士後期課程の3年間は、企業側から給与をもらいながら、学位の勉強と企業の仕事を行い、企業での仕事の内容は、学位論文に直接つながるようなテーマを企業とマッチングします。学位取得後は、その企業にそのまま社員として残り、仕事をしていくことになります。

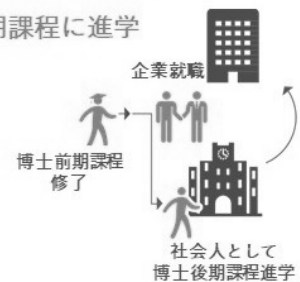
博士離れを解決する革新的新制度導入

日本初！

卓越社会人博士課程制度

博士前期課程修了後、企業が採用、同時に社会人として博士後期課程に進学

- ☑ 経済的支援、キャリア構築、産学連携強化、
大学・企業間人材往還促進等、複数の課題が一挙に解決
- ☑ 富士通株式会社 富士通研究所 と協力、本卓越大学院で
日本初の制度化
- ☑ 毎年3名に制度適用を目指す



「卓越社会人博士課程制度」採用学生のインターシップ科目の取扱いに関する申合せ

令和3年11月日
マス・フォア・イノベーション
卓越大学院プログラム
実施委員会承認

「卓越社会人博士課程制度」により連携企業に就職し、マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムを履修するものについては、連携企業での研究業務の実施により、プログラム実施委員会承認のうえ、本プログラム授業科目「産学共創力強化インターンシップ」を修得したものとする。

なお、成績については、「認定」とする。

マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム

参 考 資 料

九州大学卓越大学院プログラムに関する規則

令和 2 年度 九大規則 第 6 4 号

制 定：令和 3 年 3 月 2 6 日

最終改正：令和 5 年 3 月 3 1 日

(令和 4 年度 九大規則 第 8 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学大学院通則（平成 1 6 年度 九大規則 第 3 号）第 1 7 条の 6 第 2 項の規定に基づき、卓越大学院プログラムに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 卓越大学院プログラムは、新たな知の創造と活用を主導し、次代を牽引する価値を創造するとともに、社会的課題の解決に挑戦して、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材を育成することを目的とする。

2 卓越大学院プログラムは、博士課程における一貫した学位プログラムとする。

(プログラムの実施)

第 3 条 卓越大学院プログラムは、マス・フォア・イノベーション連係学府（以下「連係学府」という。）において実施する。

(プログラム責任者)

第 4 条 卓越大学院プログラムに、プログラム責任者を置き、九州大学（以下「本学」という。）の教員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 プログラム責任者は、卓越大学院プログラムの実施を統括する。

3 プログラム責任者は、九州大学学則（平成 1 6 年度 九大規則 第 1 号）第 1 5 条の 9 第 1 項に定める未来人材育成機構において推進される全学の教育改革及び教育の質の向上に関する事項を踏まえ、プログラムの実施にあたるものとする。

(プログラムコーディネーター)

第 5 条 卓越大学院プログラムに、プログラムコーディネーターを置き、国際的に卓越した本学の教員のうちからプログラム責任者が指名する者をもって充てる。

2 プログラムコーディネーターは、卓越大学院プログラムの企画及び運営を統括する。

(審議機関)

第 6 条 卓越大学院プログラムの実施に係る全学的な課題の審議及び実施状況の総括については、九州大学未来人材育成機構規則（令和 4 年度 九大規則 第 3 5 号）第 8 条第 1 項に定める未来人材育成機構運営会議（以下「運営会議」という。）において行う。

2 運営会議は、必要に応じて、第 4 条に定めるプログラム責任者に対し、助言、指導又は勧告を行う。

(プログラム実施委員会)

第 7 条 卓越大学院プログラムに、プログラム実施委員会（以下「委員会」という。）を置き、マス・フォア・イノベーション連係学府教授会をもって充てる。

2 委員会は、卓越大学院プログラムの実施及び管理運営、運営会議への報告及び意見具申並びにプログラムの実施に関し必要な事項の審議を行う。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(プログラム推進事務室)

第8条 卓越大学院プログラムに、プログラム推進事務室（以下「推進事務室」という。）を置く。

2 推進事務室は、卓越大学院プログラムの推進に必要となる学内における関係制度等の見直し及び提案を行う。

3 推進事務室に関し必要な事項は、別に定める。

(グローバルアドバイザーボード)

第9条 卓越大学院プログラムに、グローバルアドバイザーボードを置く。

2 グローバルアドバイザーボードは、卓越大学院プログラムの教育内容・方法等に関し、国際的な見地から意見及び提案等を行う。

3 グローバルアドバイザーボードに関し必要な事項は、別に定める。

(卓越大学院プログラムの修了要件)

第10条 卓越大学院プログラムの修了要件は、九州大学マス・フォア・イノベーション連係学府規則（令和3年度九大規則第112号）第15条に定める博士課程の修了要件とする。

(卓越奨励金)

第11条 連係学府に所属し、卓越大学院プログラムを履修する学生に、学業及び研究に専念するための経費（以下「卓越奨励金」という。）を支給できるものとする。

2 卓越奨励金に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、卓越大学院プログラムの実施に関し必要な事項は、プログラム責任者が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に経済学府経済工学専攻、数理学府数理学専攻並びにシステム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻に1年以上在籍している者が、令和3年度に、第10条に準ずる選考を経て卓越大学院プログラムの修士課程の履修を許可された場合は、この規則の適用の対象とする。

3 この規則施行の際、現にシステム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻に2年以上在籍している者が、第11条の規定により卓越大学院プログラムの博士後期課程の履修を許可された場合は、この規則の適用の対象とする。

附 則（令和3年度九大規則第118号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第83号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

九州大学卓越奨励金要項

実 施：令和 4 年 4 月 1 日
最終改正：令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州大学卓越大学院プログラムに関する規則（令和2年度九大規則第64号。以下「規則」という。）第19条第2項に基づき、九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム（以下「プログラム」という。）に選抜された学生（以下「プログラム学生」という。）に対して、学業及び研究に専念するために支給する卓越奨励金（以下「奨励金」という。）に関し必要な事項を定める。

(奨励金の受給対象者)

第2条 奨励金の受給対象者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) プログラム学生として1年間継続的にプログラムを履修すること。
- (2) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されていないこと。
- (3) 国費留学生として日本政府（文部科学省）奨学金を受給していないこと。
- (4) 留学生として独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費又は母国の奨学金を受給していないこと。
- (5) 国、民間団体等（以下「国等」という。）から奨学金等を受けている者は、国等により、当該奨学金等以外の資金援助を受けることが認められている者
- (6) 本学や企業等から、又は自身が起業し、年間240万円を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められない者

(奨励金の支給額及び支給期間)

第3条 奨励金の支給額は、博士前期課程学生については、月額44,650円、博士後期課程学生については、月額200,000円とする。

2 奨励金は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第2条第3項及び第7項に規定する博士課程の標準修業年限内に限り支給することができる。

(奨励金の受給申請)

第4条 奨励金の受給を希望するプログラム学生は、所定の書類を、年度ごとに定められた期日までに、プログラム責任者に提出しなければならない。

(奨励金受給学生の決定)

第5条 奨励金の受給を受けるプログラム学生は、規則第7条第1項に規定するプログラム実施委員会（以下「実施委員会」という。）の議を経てプログラム責任者が決定する。

(奨励金の支給方法)

第6条 奨励金は、原則として支給定日（毎月21日（その日が日曜日又は土曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは当該日の直前の休日でない日）とする。）に、支給額を奨励金受給学生が指定する口座への振込みにより支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支給定日までに支給条件に係る事実が確認できない等の理由によりその日に支給することができないときは、その日後の支給定日に支給できるものとする。

(支給停止)

第7条 奨励金受給学生が、次の各号のいずれかの事実該当する場合は、奨励金の支給を停止し、又は取り消すものとする。

- (1) 休学若しくは退学し、又は除籍となった場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 学業成績又は性行が不良であると実施委員会で認められた場合

- (5) 第2条第2号から第6号までのいずれかの基準を満たさないこととなった場合
- (6) プログラムで実施される Preliminary Thesis Exam の結果により、不合格となった場合
- (7) プログラム学生としてプログラムを履修しないこととなった場合
- (8) 本学や企業等から、又は自身が起業し、年間240万円を超える給与及び役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められることとなった場合

2 奨励金受給学生が希望する場合は、所定の手続を経て奨励金の支給を停止することができる。
(奨励金の返還)

第8条 プログラム責任者は、前条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき停止又は取り消された奨励金が既に振り込まれた場合は、奨励金受給学生に対して、当該奨励金の返還を請求する。
この場合において、停止事由又は取消事由が生じた日が月の中途の場合は、日割計算により算出した奨励金の返還請求をするものとする。

2 奨励金受給学生は、前項の規定に基づき奨励金の返還請求を受けたときは、速やかに奨励金を返還しなければならない。
(支給の再開)

第9条 第7条第1項第1号(休学に限る)、第4号若しくは第5号又は同条第2項の規定により奨励金の支給を停止した場合で、停止事由が消滅したときは、所定の手続を経て、奨励金の支給を再開することができる。この場合において、停止事由が消滅した日が月の途中の場合は、日割計算により算出した奨励金を支給するものとする。

(支給の特例)

第10条 第3条第2項の規定にかかわらず、病気、留学等の特別な事由で休学したことにより在籍期間が標準修業年限を超えることとなった場合、標準修業年限を超過した日から1年以内の期間に限り奨励金を支給することができる。この場合において、当該休学の取扱いについては、九州大学授業料免除等選考要項(平成25年1月10日学生委員会議決)別記第3の規定を準用する。

(特別な事情による支給停止等)

第11条 プログラム責任者は、実施委員会の議を経て、予算等の状況により奨励金の減額又は支給の停止を行うことができる。

(遵守事項)

第12条 奨励金受給学生は、公費によって経済的支援を受けるという自覚を常に持ち、学業及び研究に専念しなければならない。

(競争的資金の受給)

第13条 奨励金受給学生は、他の競争的資金を受けて研究活動等を実施することが不可欠であるとプログラム責任者が特に認めた場合は、当該競争的資金に応募することができるものとする。

(その他)

第14条 プログラム責任者は、奨励金受給学生が留学、インターンシップ等に参加する場合は、必要とする経費(滞在費を含む。)を、予算の範囲内で奨励金とは別に支給することができる。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、奨励金の支給に関し必要な事項は、プログラム責任者が定めるものとする。

附 記

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、令和6年4月1日から実施し、この要項による改正後の九州大学卓越奨励金要項の規定は、令和6年3月31日に九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラムに在籍し、同年4月1日以降も引き続き同プログラムに在籍する学生にも適用する。

九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム学生のうち卓越社会人博士課程制度を適用する学生に対する授業料支援について

令和 6 年 4 月 1 日
総 長 裁 定

1. 趣旨

九州大学マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム（以下「プログラム」という。）に選抜された優秀な博士後期課程学生のうち、卓越社会人博士課程制度を適用する学生（以下「卓越社会人博士学生」という。）に対し、経済的負担を軽減して学業及び研究に専念させるために、授業料に対する支援を実施する。

2. 定義

卓越社会人博士課程制度 博士前期課程を修了した者が、プログラムの連携先企業等に採用されると同時に社会人として博士後期課程に進学する制度をいう。

3. 支援額

授業料に対する支援金として、年度ごとに一人につき授業料相当額 535,800 円を支給する。

4. 支援期間

支援期間は、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号。以下「通則」という。）第 2 条第 3 項に規定する博士後期課程の標準修業年限内とする。

5. 支給要件

各年度の 4 月 1 日（4 月以外の入学者については、10 月 1 日）において次にのいずれかに該当する者に対しては、授業料に対する支援は行わないものとする。

- (1) 休学（支給年度の全期間にわたって休学となる場合に限る。）若しくは退学し又は除籍となった者
- (2) 懲戒処分を受けた者
- (3) 学業成績又は性行が不良であると九州大学卓越大学院プログラムに関する規則（令和 2 年度九大規則第 64 号）第 7 条第 1 項に規定するプログラム実施委員会（以下「実施委員会」という。）で認められた者
- (4) プログラムを履修しないこととなった者

6. 支援金受給者の決定

プログラム責任者が、対象となる卓越社会人博士学生の支給要件を確認の上、実施委員会での選考を経た後、総長が決定する。

7. 支給方法

支援金は、受給者の指定した受給者本人の口座への振込みにより支給する。

8. 事務

卓越社会人博士学生に対する授業料支援に関する事務は、事務局各課等及びマス・フォア・イノベーション卓越大学院事務支援室の協力を得て、学務部において処理する。

9. その他

- (1) 総長は、予算等の状況により支援金の減額又は支給の停止を行うことができるものとする。
- (2) その他、必要な事項はプログラム責任者が定めるものとする。

附 記

この取扱いは、令和6年4月1日から実施する。

「マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム」における

プログラム学生の旅費支援に関する申合せ

令和3年 9月21日 プログラム実施委員会承認
令和4年10月11日 プログラム運営委員会改正

「マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム」におけるプログラム学生の研修出張に対する旅費支援について次のように取り扱うこととする。

1. 支援内容

学生からの申請に基づき、予算の範囲内において、学生の共創力強化インターンシップ・学会発表・学会参加・調査研究・留学（短期プログラム）に伴う旅費（交通費・宿泊料・査証取得費・学会参加費、海外旅行保険料※、予防接種費用）の支援を行う。

※海外旅行保険料については、共創力強化インターンシップに伴う出張の場合に限り、支援対象とする。

2. 支援額

学生1人あたりの支援上限額を定め、その範囲で以下の項目について支援する。支援上限額は、共創力強化インターンシップ、学会発表、それ以外の出張について、それぞれ定める。なお、支援上限額は、年度ごとのプログラム予算に応じて、プログラム責任者が定める。

○交通費：往復運賃（実費）

○宿泊費：九州大学旅費規程における宿泊費を上限とする実費

○査証取得費：実費（査証取得に出張が必要な場合は、上記の交通費、宿泊費を支給する。）

○学会参加費・予防接種費用：実費

○海外旅行保険料：学研災付帯海外留学保険の保険料

※海外旅行保険料については、上記支援上限額から除く。

3. 申請時期

前期（4月～9月）分の申請を3月、後期（10月～3月）分の申請を9月に受け付ける。支援予算に余剰がある場合は追加申請を受け付ける。

4. 旅費支援の決定

支援学生及び支援額の決定は、プログラム責任者が提出書類に基づいて行う。

5. 提出書類

①旅費支援を希望する学生は、審査にあたり出張旅費申請書を提出するものとする。

②申請が認められ支援を受ける学生は、出張にあたり出張申請書兼承諾書及び出張報告書を提出するものとする。

6. 受給学生の義務

申請が認められ支援を受ける学生は、出張による成果を積極的に報告し、プログラムに還元することを義務とする。

7. その他

その他学生の旅費支援について検討を要する場合はプログラム運営委員会を中心とし、関係者で協議する。

お問合せ先

不明な点があれば、各担当係にお問合せください。

■マス・フォア・イノベーション卓越大学院事務支援室

ウエスト 1 号館 A 棟 4 階 413 (W1-A-413)

[TEL] (092) 802-4355 [E-mail] gpmioffice@jimu.kyushu-u.ac.jp

[WEB サイト] <https://www.jgmi.kyushu-u.ac.jp>

[Moodle バーチャル事務支援室]

<https://moodle.s.kyushu-u.ac.jp/course/view.php?id=40537>

■理学部等教務課教務係 【数理学系】

ウエスト 1 号館 B 棟 3 階 306 (W1-B-306)

[TEL] (092) 802-4013 [E-mail] rixkyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

■工学部等教務課教務係 【システム情報科学系】

ウエスト 4 号館 2 階 203 (W4-203)

[TEL] (092) 802-2722 [E-mail] kotkyomu@jimu.kyushu-u.ac.jp

■人文社会科学系教務課経済担当 【経済学系】

イースト 1 号館 1 階 E-C-108-1

[TEL] (092) 802-6383 [E-mail] jbkkyomu2ec@jimu.kyushu-u.ac.jp
